

振動の規制基準

区域の区分		規制基準	
種別	該当区分	昼間 (午前 8 時から 午後 8 時まで)	夜間 (午後 8 時から 翌日午前 8 時まで)
第 1 種区域	騒音規制法に基づく 第 1 種区域	6 0 デシベル	5 5 デシベル
	騒音規制法に基づく 第 2 種区域	6 5 デシベル	5 5 デシベル
第 2 種区域	騒音規制法に基づく 第 3 種区域	7 0 デシベル	6 0 デシベル
	騒音規制法に基づく 第 4 種区域	7 0 デシベル	6 5 デシベル

- 1 学校、保育所、病院及び診療所（入院施設有り）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、規制基準の欄に掲げる値から 5 デシベルを減じた値とする。
- 2 この表において、騒音規制法に基づく第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域は、騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく指定地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく騒音の規制基準（平成 23 年森町告示第 19 号）の別表の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう（次の表参照）。

◎騒音規制法に基づく第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域（参考）

区域（騒音規制法）			
第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
第 1 種低層住居専用地域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準工業地域 都市計画区域内の用途地域の定めのない地域	近隣商業地域	工業地域

※第 1 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準工業地域、近隣商業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいい、都市計画区域内の用途地域の定めのない地域は同法第 5 条の規定により指定された都市計画区域であって同法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の定めのない地域をいう。